

パブリックコメント（情報開示・意見募集）に関する取り扱い

上川町公営事業等審議会

（目的）

- 1 本会における審議に関し、町民参加の機会の拡大と、公正で透明性の向上を図ることを目的とする。

（パブリックコメントの対象）

- 2 パブリックコメントの対象となる事項は、町長から諮問を受けた事項とする。ただし、次の場合は、対象としないことができる。
 - ア 迅速・緊急に決定する必要があると認めたとき。
 - イ 個人情報保護を保護する必要があると認めたとき。
 - ウ その他、この取り扱いによる必要がないと認めたとき。

（公表の範囲）

- 3 この取り扱いによる公表の範囲は、次のとおりとする。
 - ア 諮問事項の趣旨、目的及び背景
 - イ 政策案の概要
 - ウ その他、町民等が政策案の内容を理解するために必要と認めた事項

（公表方法）

- 4 公表は、町のホームページへの掲載の方法により行わなければならない。この際、次の事項を周知するものとする。
 - ア 公表又は意見募集の期間
 - イ 意見等の受付方法

（意見等に対する措置）

- 5 この取り扱いにより意見を募集したときは、会長は、答申の最終的な決定を行う際、受け付けた意見等を考慮しなければならない。

（委任）

- 6 この取り扱いの施行に関し必要な事項は、会長と協議し、建設水道課長が定める。

附 則

この取扱いは、平成24年11月29日から施行する。